



病院からのお知らせ

入院医療費に関するお知らせ

平成21年4月より当院はDPC対象病院になります。

当院は、平成21年4月1日より厚生労働省が推進するDPC(診断群分類別包括評価)の対象病院に承認されました。これに伴い、4月1日以降に新規入院された患者様の入院医療費の計算方法が変更となります。

DPC(診断群分類別包括評価)について

従来のような「出来高計算方式」とは異なり、入院患者様の病名、症状や治療内容をもとに厚生労働省が定めた「診断群分類」ごとに1日当りの定額料金からなる包括評価部分(入院基本料、投薬、注射、検査、画像診断等)と、出来高評価部分(手術、麻酔、リハビリ、人工透析等)を組み合わせる新しい方式です。

- 入院中の食事料や個室料については従来通り、別途ご請求となります。
- 入院中に「診断群分類」が変更となった場合は次回の請求時に前回の支払額との差額の調整を行うことがあります。
- 1日当りの金額は入院期間に応じて3段階になっています。入院が長期になる程1日当りの金額は安くなりますが、定められた日数を超えると、その日から出来高方式で計算されます。
- 平成21年3月31日以前から引き続き入院されている方や、出産、労災、交通事故等の自由診療の方、または病気や治療内容によっては包括評価(DPC)方式の対象となりません。なお、厚生労働省の定めにより、患者様が出来高方式と包括評価(DPC)方式を選択することはできません。
- 外来診療については従来通りの出来高による会計となります。

従来の入院医療費の計算(現在)

出来高方式

診療内容(薬・検査など)をひとつひとつ積み上げて合計する方法です。

入院診療費

出来高評価	入院基本料(×入院日数)
	薬(投薬・注射)
	検査
	処置
	画像診断
	手術・麻酔
	リハビリ、人工透析など

新しい入院医療費の計算(4/1以降)

包括評価(DPC)方式

病名や治療内容に応じて1日あたりの包括金額が設定されています。この金額の中には、薬、検査など多くの診療費を含んでいます。

入院診療費

包括評価	1日あたり包括金額(×入院日数)
	入院基本料
	薬(投薬・注射)
	検査(一部を除く)
	処置(一部を除く)
画像診断(一部を除く)	

出来高評価	内視鏡検査など一部の検査
	高額な処置
	手術・麻酔
	リハビリ、人工透析など

DPCに関するQ&A

Q1 DPCで医療費は高くなるのですか？

A DPC包括評価による計算では、入院日数や病名に応じて段階的に1日あたりの医療費が変わる仕組みになっているため、高くなることもあれば安くなることもあります。

Q2 高額療養費の手続に変更はありますか？

A 高額療養費制度の手続に変更はありません。

Q3 公費(特定疾患等)は有効ですか？

A 公費(特定疾患等)の病名に対する治療のための入院であればその入院は公費の適用です。その他の疾病での入院であっても公費(特定疾患等)に対する治療は公費適用となります。

Q4 医療費の支払いはどうなりますか？

A 入院中の請求書の発行は月1回もしくは退院時になります。

Q5 複数の病気を治療したり、転科した場合はどうなりますか？

A DPCでは患者様の入院期間を通して「最も医療資源を投入した病名」によって、1日当りの入院点数が決まります。よって、複数の病気を治療したり転科した場合でも、その中から主治医が病名を1つだけ決定することになります。

Q6 DPCでは病名で診療費が決まると聞いていますが、途中で病名が変わった場合はどうなりますか？

A 2ヶ月以上にまたがる入院の場合、入院後の症状の経過や手術などの治療内容の変更などにより、前月に決定していた病名が変更になる場合があります。そのような時は入院日より診療費の計算をやり直しますので、当月分の診療費で差額の調整(追加請求や返金)を行うことになります。

Q7 早めの退院がうながされることになりませんか？

A 入退院については医師の医学的判断により行われます。入院加療の必要があると判断されるあいだは退院をお願いすることはありません。当院は病診連携や介護保険施設との連携にも力をいれておりますので、退院についてご不安がございましたら、医師や看護師にご相談ください。